

## 反社会的勢力に対する基本方針

公立大学法人周南公立大学（以下「本法人」という。）は、公立大学法人周南公立大学業務方法書第13条第2項の規定に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を明確にするため、以下の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 本法人は、その社会的責任を踏まえ、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に応じない。
2. 本法人は、反社会的勢力からの不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
3. 本法人は、反社会的勢力からの不当要求に対し、民事及び刑事の両面から法的対応を行う。
4. 本法人は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役員等の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための取引や資金提供は行わない。
5. 本法人は、前各項に規定する措置を講ずるに当たり、役員、教職員、学生及びその他関係者の安全を最優先し、組織的に対応する。

令和4年8月制定  
公立大学法人周南公立大学